

検討事項案その 8 (第 7 仲裁判断に対する不服申立てについて)

【目次】

- 1 仲裁判断の取消しの裁判について
- 2 仲裁判断の取消原因について
- 3 仲裁判断取消しの裁判の申立期間について
- 4 仲裁判断の取消しの裁判の申立てを受けた裁判所のとりうる措置について
- 5 その他（後に検討する予定である。）
 - (1) 仲裁判断の執行許否の裁判との関係について
 - (2) 仲裁判断取消しの裁判の管轄裁判所について

1 仲裁判断の取消しの裁判について

【検討会資料 10 の 2 参照】

仲裁判断についての不服申立制度として、裁判所に対し、仲裁判断取消しの裁判を申し立てることができるものとし、この裁判を決定によるものとするができるかどうかについて、なお検討する。

【説明】

仲裁判断に対する不服申立手段としては、現行法（公催仲裁法第 801 条以下）と同様に、仲裁判断取消しの裁判の制度を設けることが考えられる。

ところで、仲裁判断の執行許否の裁判は、現行法（公催仲裁法第 803 条以下参照）では訴訟手続とされているが、この裁判は、既に下された仲裁判断についての債務名義作成のプロセスであり、機動性・迅速性が求められることから、決定手続とすることも選択肢となると考えられ、その可否や当否、制度的枠組み等について検討すべきものと思料される。そこで、これと表裏の関係にある（取消

原因と承認執行拒否原因とをほぼ同一なものとするのが考えられる。)仲裁判断取消しの裁判についても、同様に決定手続とすることが可能か、また、実効的に機能しうるか等について、検討する必要がある。

(参考)

・ モデル法(模範法)第34条〔仲裁判断に対する排他的不服申立(手段)としての取消の申立〕

「(1) 仲裁判断に対する裁判所への不服申立は、本条(2)項及び(3)項の規定に従う取消の申立によってのみすることができる。」

・ ドイツ法第1059条〔仲裁判断取消の申立て〕

「(1) 仲裁判断に対しては、第2項及び第3項により裁判所に仲裁判断取消の申立てをすることのみができる。」

第1063条〔通則〕

「(1) 裁判所は決定で裁判する。

(2) 裁判所は、仲裁判断の取消が求められた場合又は仲裁判断の承認若しくは執行宣言を求める申立てがあった際に第1059条第2項の取消原因が問題となる場合には、口頭弁論を命じなければならない。」

第1063条第(1)項は、従前「裁判所は、口頭弁論を行わずに、決定で裁判することができる。」となっていたが、2001年7月の民事訴訟法改正において、口頭弁論によることを要しない旨の文言が削除された。

・ 韓国法第36条〔仲裁判断取消の訴え〕

「(1) 仲裁判断に対する不服は、裁判所に提起する仲裁判断取消の訴えによってのみすることができる。」

2 仲裁判断の取消原因について

【検討会資料10の 1 参照】

仲裁判断の取消原因について、モデル法(模範法)にならい、次のとおりとするものとするかどうか。

(1) 取消しの申立てをした当事者が主張立証すべきもの

ア 当事者が仲裁合意の当時意思能力が欠如し、若しくは不十分であったために当該合意が有効には成立しなかったこと、又は仲裁合意が当事者がその準拠法として指定した法令若しくはその指定がなかったときは日本の法令の下で有効でないこと。

イ 申立人が、仲裁人の選定又は仲裁手続について当事者の合意に従って行われるべき通知若しくはそのような合意がないときはこの法律の規定に従って行われるべき通知を受けなかったことその他仲裁手続において主張立証

をすることができなかったこと。

ウ 仲裁判断が、仲裁付託の条項において仲裁に付することが予定されていない紛争若しくは仲裁付託の対象に含まれない紛争について示したものであること又は仲裁に付託された範囲を超える事項についての判断を含むこと。ただし、仲裁に付託された範囲内の事項についての判断と付託されなかった事項についての判断とを分離することができる場合には、仲裁に付託されなかった事項についての判断に係る仲裁判断の一部のみを取り消すことができる。

エ 仲裁廷が当事者の合意又はそのような合意がないときはこの法律の規定に従って構成されず、又は仲裁手続が当事者の合意又はそのような合意がないときはこの法律の規定に従って行われなかったこと。ただし、当事者の合意違反については、右合意がこの法律の規定のうち公の秩序に関するものに反し、その全部又は一部について効力が認められないものであるときは、仲裁廷が効力の認められない合意の部分に従って構成されなかったことを理由として、又は仲裁手続が効力の認められない合意の部分に従って行われなかったことを理由として仲裁判断を取り消すことはできない。

(2) 裁判所によりその存在を認定されれば仲裁判断が取り消されるもの

ア 紛争が、我が国の法令の下では仲裁によって解決することができないものであること。

イ 仲裁判断の内容が我が国における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

【説明】

枠内に示した考え方は、モデル法（模範法）第34条第(2)項と同様のものであるが、同項所定の取消事由は、ニューヨーク条約第5条に定める外国仲裁判断の承認及び執行の許否事由に準ずる内容である。

【コメント】

- ・ 公催仲裁法第801条第1項第6号は、民事訴訟法第338条第1項第4号から第8号までの事由があり再審の訴えを許す条件が存することも仲裁判断の取消原因になるものとしている。

これらの再審事由に相当する事由は、モデル法(模範法)第34条第(2)項に掲げる事由のいずれかに該当するものとして読むことができるか、特に、民事訴訟法第388条第1項第7号及び第8号はどうかについて検討する必要がある。

- ・ 取消原因に関しては、上記の事由に起因する仲裁判断の瑕疵が存在することが認められれば直ちに取消しに至るのか、あるいは、その瑕疵が存することによって仲裁判断が影響を受けたことを要するかも問題となる。
- ・ 取消原因が存する場合、仲裁判断が必ず取り消されることとなるかについても、検討する必要がある。

この点に関し、モデル法(模範法)第34条第(2)項は、「An arbitral award may be set aside by the court...only if:」とあり、裁判所の裁量の余地を残しているとも解される表現となっている。

なお、ドイツ法も、仲裁判断の取消しについては、同様に「取り消すことができる」との表現を用いている(ドイツ仲裁法第1059条第(2)項参照)が、執行許否の裁判においては、取消原因が存するときは、「仲裁判断を取り消して、」執行宣言の申立てを「却下しなければならない。」として(同法第1060条第(2)項参照)、必要的取消しがされると解される規定となっている。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)第34条〔仲裁判断に対する排他的不服申立(手段)としての取消の申立〕
 - 「(2) 仲裁判断は、次の各号に掲げる場合にのみ、第6条に定める裁判所が取り消すことができる。
 - (a) 〔取消の〕申立をした当事者が次の証明を提出した場合
 - (i) 第7条に定める仲裁合意の当事者が、無能力であったこと、又はその仲裁合意が、当事者がそれに準拠することとした法律もしくはその指定がなかったときはこの国の法律のもとで、有効でないこと。
 - (ii) 〔取消の〕申立をした当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、又はその他の理由により主張、立証が不可能であったこと。
 - (iii) 判断が、仲裁付託の条項で予見されていないか、その範囲内でない紛争に関するものであるか、仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。但し、仲裁に付託された事項に関する判定が、付託されなかった事項に関する判定から分離されうる場合には、仲裁に付託されなかった事項に関する判定を含む判断の部分のみを取り消すことができる。
 - () 仲裁廷の構成又は仲裁の手続が、当事者の合意に従っていなかったこと。又はかかる合意がないときは、この法律に従っていなかったこと。但し当事者の合意がこの法律の規定のうち、当事者が排除することのできない規定に反している

場合はこの限りでない。

(b) 裁判所が次のことを認めた場合

- (i) 紛争の対象事項がこの国の法のもとでは仲裁による解決が不可能であること。
- (ii) 判断がこの国の公序に反すること。」

- ・ ドイツ法第1059条〔仲裁判断取消の申立〕及び韓国法第36条〔仲裁判断取消の訴え〕も、取消事由については、ほぼ同様の規定となっている。
ただし、ドイツ法第1059条第(2)項1(d)は、仲裁手続が違法であった場合（枠内(1)エ参照）について、その違法が仲裁判断に影響を及ぼしたと認められることを要するとしている。

(コメント部分の参考)

- ・ 公催仲裁法第801条第1項

「仲裁判断ノ取消ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ申立ツルコトヲ得

第一～第五 略

第六 民事訴訟法第338条第1項第4号乃至第8号ノ場合ニ於テ再審ノ訴ヲ許ス条件ノ存スルトキ」

- ・ 民事訴訟法第338条

「(1) 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。

一～三 略

四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。

五 刑事上罰すべき他人の行為により、自白をするに至ったこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防禦の方法を提出することを妨げられたこと。

六 判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたこと。

七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと。

八 判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。」

- ・ ドイツ仲裁法第1060条〔内国仲裁判断〕

「(2) 執行宣言を求める申立ては、第1059条第(2)項に掲げる取消事由の1つが存在する場合には、仲裁判断を取り消して、これを却下しなければならない。以下、略。」

3 仲裁判断取消しの裁判の申立期間について

【仲裁検討会資料10の4参照】

- (1) 仲裁判断取消しの裁判の申立期間について、どのように考えるか。モデル法（模範法）第34条第(3)項にならい、3か月間とすることはどうか。
- (2) また、この期間を不変期間とすることはどうか。
- (3) 申立期間の起算日についてはどうか。例えば、モデル法（模範法）第3

4条第(3)項にならい、申立人が仲裁判断書を受領した日とすることはどうか。

【説明】

仲裁判断取消しの裁判の申立期間については、当事者の手続保障と当事者間の権利義務関係の早期安定の各要請をどう調和させるかが問題となる。

枠内(1)に示した考え方は、モデル法（模範法）第34条(3)項にならったものであるが、枠内(2)に記載したように、例えば、不変期間として追完の余地を認めることの当否も検討する必要がある（ドイツ法は、追完を認めないが、申立期間自体について当事者間の合意により定めることができるとしている（ドイツ法第1059条第(3)項））。

【コメント】

- ・ 申立期間の起算日については、取消事由を知った日とすることも考えられないではない（例えば、仲裁判断書受領後3か月を経過した後に取消事由の存在が発覚した場合には、なお取消しの裁判の申立てを許容する必要性の有無については、議論の余地があろう。）。ただ、取消事由ごとに申立期間を考えるとすると、法律関係の安定が図られないという問題があろう。
- ・ また、先に仲裁判断の執行を許容する裁判が確定した場合に、その後に仲裁判断取消しの裁判を申し立てることはできないものとするかどうか。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第34条〔仲裁判断に対する排他的不服申立（手段）としての取消の申立〕
 - 「(3) 取消の申立は、申立をする当事者が判断を受領した日から、又は第33条に基づく申立をしたときは、仲裁廷がその申立を処置した日から3か月を経過した後は、することができない。」
- ・ ドイツ法第1059条〔仲裁判断取消の申立〕
 - 「(3) 仲裁判断の取消を求める申立ては、当事者間に合意のない限り、3ヶ月の期間内に裁判所にしなければならない。この期間は、仲裁判断が法定の送達規定若しくは当事者が合意した送達規定に従って申立人に送達された日から開始する。仲裁判断の送達後に第1058条の申立てがなされた場合には、この申立ての裁判が到達後最大1ヶ月の期間の延長がなされる。仲裁判断の取消を求める申立ては、仲裁判断が本邦の裁判所によって執行宣言を付されたときには、もはやこれを行うことはで

きない。」

第1058条は、仲裁判断の訂正、解釈及び追加についての規定である。

- ・ 韓国法第36条〔仲裁判断取消の訴え〕
 - 「(3) 仲裁判断取消の訴えは、仲裁判断の取消を求める当事者が仲裁判断の正本を受けた日から、または第34条の規定による訂正・解釈または追加判断の正本を受けた日から、3月以内に提起されなければならない。
 - (4) 当該仲裁判断に関して大韓民国の裁判所でなされた承認または執行判決が確定された後には、仲裁判断取消の訴えを提起することができない。」

4 仲裁判断の取消しの裁判の申立てを受けた裁判所のとりうる措置について

【検討会資料10の 3参照】

仲裁判断取消しの裁判において、裁判所が、取消事由があると判断した場合に示すことのできる裁判の形式、採りうる措置等について、検討が必要である。

(A案)裁判所は、適当であると認めるときは、一方の当事者の申立てにより、仲裁廷に対し仲裁手続再開の機会又は仲裁判断の取消事由を除去するに足りると仲裁廷において思料する措置を執る機会を与えるため、期間を定めて裁判手続の停止を命ずることができる(モデル法(模範法)第34条第(4)項参照)。

(B案)裁判所は、適当であると認めるときは、当事者の申立てにより、仲裁判断を取り消したうえ、事件を仲裁廷に差し戻すことができる。

なお、仲裁判断取消しの裁判は、それが仲裁合意の帰趨に与える効果が不明である場合を除き、仲裁合意を復活させるものとする(ドイツ法第1059条第(4)項、第(5)項参照)。

(C案)裁判所は、審理の結果に従って裁判をし、取消原因が認められる場合には、仲裁判断を取り消す旨の裁判をするのみとする。

【説明】

実務上は、例えば、仲裁判断に取消原因が付着しているが、仲裁廷が相応の処理をすることによりこれを除去することができると見込まれ、その前にあえて仲裁判断を取り消すべき強度の必要性が認められないといった場面も想定されないではない。そこで、紛争全体の効率的解決の観点からは、枠内のA案に示したよ

うな措置も考えられないではない。

また、枠内のB案のように、取消原因の所在と内実を明確化するため仲裁判断は取り消すものの、仲裁合意を復活させた上、事案によっては従前の仲裁廷への差戻しを認めることとし、瑕疵のない仲裁判断の作出を期する方途もあり得よう。

この点については、A案又はB案のような制度の枠組みが我が国で可能か、当事者の便宜を考えた場合、どのような仕組みとすべきか、早期に紛争の最終的決着を図りうるのはどの方法かといった観点を基本として検討する必要がある。

【コメント】

A案においても、仲裁廷に対して裁判所が認定した取消事由を伝える必要があるため、中間的な裁判により取消事由を明示することが必要となろう。さらに、その際、期限を定めて裁判手続を停止した後、当事者から審理再開の申立てがされない場合には、期限の経過をもって一定の効果が生ずるものとするとも考えられる。

(参考)

- ・ モデル法（模範法）第34条〔仲裁判断に対する排他的不服申立（手段）としての取消の申立〕
 - 「(4) 裁判所は、判断取消を求められたとき、適当でありかつ一方の当事者の申立があるときは、仲裁手続再開の機会、又は仲裁廷が取消事由を除去すると考える措置をとる機会を仲裁廷に与えるために、裁判所が定める期間取消の手続を停止することができる。」
- ・ ドイツ法第1059条〔仲裁判断取消の申立〕
 - 「(4) 仲裁判断の取消を求める申立てがなされたときは、裁判所は、適当と認める場合には、当事者の申立てに基づき、仲裁判断を取り消して、事件を仲裁裁判所に差し戻すことができる。
 - (5) 仲裁判断の取消は、その効果が不明の場合には、訴訟物について仲裁契約を復活させる効果を有する。」
- ・ 韓国法には規定はない。

5 その他（後に検討する予定である。）

- (1) 仲裁判断の執行許否の裁判との関係について
- (2) 仲裁判断取消しの裁判の管轄裁判所について